

# 川越運動公園総合体育館使用料

## ○専用利用

施設の区分		基本使用料（1時間につき）			小・中学生
		施設使用料	附帯設備使用料		
			照明設備	その他の設備 （全面利用時のみ）	
メインアリーナ	全 面	4,000円	2,600円	冷暖房設備 （観覧席） 6,700円	左記の半額
	3分の2面	2,700円	1,800円		
	2分の1面	2,000円	1,300円		
	3分の1面	1,400円	900円	電光得点表示装置 （一式） 300円	
	バドミントン1面	400円	100円	放送設備 （一式） 300円	
	卓球1面	200円	100円		
サブアリーナ	全 面	1,000円	300円	-	
	バドミントン1面	400円	100円		
	卓球1面	200円	100円		
武道場 1		600円	-		
武道場 2		600円	-		
弓道場		600円	-		
会議室1・2・3、選手控室1・2		各100円	-		

割増使用料（上記の基本使用料にそれぞれ加算されます）

- ◎市外居住者の利用…施設使用料、附帯設備使用料相当額（2倍の額／1時間につき）
- ◎アマチュアのスポーツ又はレクリエーション以外の利用…施設使用料の倍額（1時間につき）
- ◎営利又は宣伝を目的とする利用…施設使用料の9倍の額（1時間につき）
- ◎入場料等を徴収する利用…1人1回に徴収する最高の入場料等の100倍の額（1日につき）

## ○個人利用

施設の区分	基本使用料		小・中学生
	利用券	回数券	
武道場 1	100円（1時間につき）	1,000円（1時間券11枚綴り）	左記の半額
武道場 2	100円（1時間につき）	1,000円（1時間券11枚綴り）	
弓道場	100円（1時間につき）	1,000円（1時間券11枚綴り）	
トレーニングルーム	300円（1回につき）	3,000円（1回券11枚綴り）	

割増使用料

- ◎市外居住者の利用……………1時間または1回につき基本使用料相当の額（2倍の額）

\* 坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町に住所を有する方、もしくは在勤、在学の方が利用する場合は、市内利用者と同一料金で施設の利用ができます。  
ただし、鳩山町につきましては、令和6年4月1日以降の施設利用分からは、市内利用者と同一料金で施設の利用ができます。

# 川越運動公園陸上競技場使用料

## ○専用利用

施設の区分		基本使用料		
		午前 9時～12時	午後 1時～5時	1日 9時～5時
陸上競技場		4,500円	6,000円	12,000円
附帯設備	放送設備	700円	900円	1,800円
	スコアボード	700円	900円	1,800円
割増使用料	入場料等を徴収して利用する場合は、上記のうち陸上競技場使用料の10倍の額。 市外居住者が利用する場合は、それぞれの使用料の倍額。			
超過使用料	1時間につき、それぞれ午前又は午後の使用料の2分の1の額。			
延長使用料金	4月1日から8月31日までの間、午後5時から午後6時まで延長して利用する場合は、 それぞれ午後の使用料金の1時間相当額。			

## ○個人利用

施設の区分	基本使用料		小・中学生
	利用券 1日 1回	回数券 1冊11枚綴り	
市内一般	200円	2,000円	左記の半額
市外一般	400円	4,000円	

- \* 坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町に住所を有する方、もしくは在勤、在学の方が利用する場合は、市内利用者と同一料金で施設の利用ができます。  
ただし、鳩山町につきましては、令和6年4月1日以降の施設利用分から、市内利用者と同一料金で施設の利用ができます。

# 川越運動公園テニスコート使用料

(単位：1面)

施設の区分		時間単位	市内居住者		市外居住者
			一般	児童・生徒	
テニスコート		2時間	400円	200円	800円
附帯設備	夜間照明	1時間	200円	100円	400円
壁打練習コート		1時間	100円	50円	200円

※ 「児童・生徒」とは、小学生、中学生、高校生をいいます。

- \* 坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町に住所を有する方、もしくは在勤、在学の方が利用する場合は、市内利用者と同一料金で施設の利用ができます。  
ただし、鳩山町につきましては、令和6年4月1日以降の施設利用分から、市内利用者と同一料金で施設の利用ができます。